**１　概要**

　　東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）については、賦課期日（1月1日）において、住宅が再建されず空き地（更地）の状態であっても、平成24年度分から令和8年度分まで、引き続き住宅の敷地とみなし住宅用地の価格の特例を適用します。

**住宅用地の価格の特例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 固定資産税 | 都市計画税 |
| 小規模住宅用地（200㎡以下） | 価額の1/6 | 価額の1/3 |
| 一般住宅用地 | 価額の1/3 | 価額の2/3 |

**２　特例適用要件**

1. 大震災により滅失し、又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地であること。
2. 平成23年度分で住宅用地の特例（法第349条の3の2）を受けていた土地であること。
3. 平成24年度から令和8年度までの各年度の賦課期日において、家屋又は構築物の用に供されていない土地であること。
4. 大震災に起因して住宅が滅失し、又は損壊したことにより、住宅用地として使用することができないと市長が認めた土地であること。

→住宅用地として使用することができない例としては、がれき等の処理や復旧工事用の資材置場として使用するなど物理的に使用できない場合、土地などの権利関係の調整に時間がかかる場合、法令等に基づく建築制限で住宅が建設できない場合、経済的事情により住宅再建まで時間がかかる場合などがあります。

**３　特例対象者**

1. 被災年度に係る賦課期日（平成23年1月1日）における所有者（共有者を含む）
2. 平成23年1月2日から同年3月10日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者
3. （１）（２）の者から土地の全部又は一部を取得した相続人、三親等内の親族
4. （１）（２）が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

**４　添付書類の提出**

1. 被災住宅が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類→り災証明書
2. 相続人等に該当する旨を証する書類（上記３（３）の場合）→戸籍謄本
3. 合併法人又は分割承継法人を確認する書類（上記３（５）の場合）→法人の登記事項証明書

**５　問い合わせ先**

　船橋市資産税課　償却資産係　減免担当

　℡　047－436－2232